

令和7年函審第8号

裁 決

漁船A転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月30日15時35分

北海道能取漁港北部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.9トン

登 錄 長 6.93メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 60キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成17年4月に進水し、定置網漁業に従事する和船型無蓋の軽合金製漁船で、レーダー及びG P S プロッター等の航海計器を備えず、船首部にキャプスタン、船尾部に操縦区画及び船尾中央に船外機をそれぞれ装備していた。

また、Aは、船首から船尾にかけて、両舷に甲板上高さ約40センチメートル（以下「センチ」という。）のブルワーク、両舷ブルワーク側面3か所それぞれに、上甲板面を下端とする直径8.5センチの船側に貫通している排水口が設けられていた。

(2) 能取漁港北部

能取漁港北部は、オホーツク海に面して海岸線が東西方向に延び、5メートル及び10メートルの各等深線が海岸線に沿って距岸約300メートル及び約900メートルのところを東西方向に走り、距岸2,000メートル付近になると概ね20メートル以上の水深に落ち込む、海底勾配の緩やかな遠浅の砂浜で、北寄りないし東寄りの風浪が押し寄せると、浅礁域で風浪が隆起して磯波が発生しやすい海域であった。

また、能取漁港北部には、漁期が9月1日から11月20日までの間で、北海道知事が許可する免許番号網小さけ定第1号と呼称される定置漁業権免許漁場が設定され、同漁場内に、008度（真方位、以下同じ。）へ延びる長さ約500メートルの垣網、同網の沖側に接してほぼ東西に敷設された長さ約100メートル、幅約20メートルの身網及びこれらの網を固定するためのロープなどで構成されるさけ定置網が敷設されていた。

そして、a受審人は、例年10月下旬ないし11月上旬、漁期の

終了前に定置網の撤去作業を計画し、能取漁港北部が、北寄りないし東寄りの風浪が押し寄せると、浅礁域で風浪が隆起して磯波が発生しやすい海域であることを承知していたので、気象海象を勘案して慎重に作業時期を選定し、同作業を実施していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、定置網の撤去作業の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和6年10月30日15時25分能取漁港北部の定係地を発し、僚船2隻と共に同部に敷設された定置網に向かった。

これより先、a受審人は、同日08時00分定係地を発し、僚船2隻と共に定置網に向かい、同網の撤去作業を始め、身網及び沖側垣網の撤去を終えたところで、波高約1メートルの東寄りの風浪が押し寄せるようになり、海岸線北方沖合約160メートルのところに、断続的に高起した磯波が発生しているのを認め、陸側垣網を残したままであったものの、定置網の撤去作業の継続は転覆の危険をはらむものであるとして中断を決め、天候回復が期待できる午後に同網の撤去作業を再開するつもりで、11時00分帰航し、隨時、能取漁港北部の海岸から気象海象の観測を行った後、再度発航したものであった。

発航に先立ち、a受審人は、能取漁港北部において、依然として波高約1メートルの東寄りの風浪が押し寄せ、海岸線北方沖合約160メートルのところに、高起した磯波が発生しているのを認め、同波を船体に受けとると大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったが、短時間の漂泊であれば、まさか転覆することはないものと思い、発航を中止し、高起した磯波が収束するまで定置網の撤去作業を延期するなど、磯波の危険性に対する安全措置を十分にとらなかつた。

こうして、a受審人は、発航を中止することなく、定置網に戻り、Aを同網に沿って漂泊させ、左舷側に備えた係留索を定置網の掛綱に渡し掛け、甲板員3人を左舷舷側で陸側垣網の撤去に、甲板員1人を操縦区画で船外機の操縦にそれぞれ当たらせ、自らは右舷中央部付近で立った姿勢で作業指揮に就き、15時30分転覆地点付近で、船首を008度に向け、機関を中立運転とし、定置網の撤去作業を再開したところ、15時35分能取岬灯台から257度2.02海里の地点において、Aは、船首が008度を向いたまま、右舷船首方から波高約1.5メートルの高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して瞬時に転覆した。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、付近には波高約1メートルの東寄りの波浪があった。

転覆の結果、機関及びキャプスタンに濡損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、能取漁港北部において、東寄りの風浪が押し寄せる状況下、高起した磯波が発生した際、磯波の危険性に対する安全措置が不十分で、発航を中止することなく、同部に敷設された定置網の撤去作業中、右舷船首方から高起した磯波を受け、左舷方に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、能取漁港北部において、東寄りの風浪が押し寄せる状況下、高起した磯波が発生したのを認めた場合、同波を受けると、大傾斜するおそれがあったのだから、高起した磯波を受けて危険な状態に陥ることのないよう、発航を中止し、同波が収束するまで定置網の撤去作業

を延期するなど、磯波の危険性に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、短時間の漂泊であれば、まさか転覆することはないものと思い、磯波の危険性に対する安全措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、発航を中止することなく、能取漁港北部に敷設された定置網の撤去作業中、右舷船首方から高起した磯波を受け、左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、機関及びキャプスタンに濡損等を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 26 日

函館地方海難審判所

審 判 官 菅 生 貴 繁